新潟ろうきん福祉財団　２０２４年度NPO等地域活動団体助成募集要項

１．はじめに

本募集要項は、新潟県内において、地域・社会課題の解決や多様な働く場・機会の創出などに取り組むNPO等に資金提供の支援を行い、組織だけにとどまらず、地域の持続可能性を高め、自主的かつ先駆的な活動や事業を応援する助成制度の内容を定めるものです。

なお、融資にかかる利息の一部を助成する「特別助成金（利子助成）」について、これまで通り、総枠７０万円以内とし、２０２５年２月下旬頃に募集することで、別に募集要項を定めます。

２．対象団体

（１）県内に拠点を置き、県民の福祉向上など県民のための活動を行っている団体。

（２）責任の所在が明確であり、適切な団体運営が行われていることが確認できる団

体。

（３）助成対象とする団体は、任意団体、NPO法人・認定NPO法人、一般社団法人、

一般財団法人、労働者協同組合のみとします。

（４）次の団体は除きます。

①助成金の管理能力に欠けると認められる団体

②法令遵守に問題が認められる団体

③目的や活動内容が特定の政治・宗教に偏っており、反社会的な勢力と関りがある団体

３．対象事業

（１）地域おこしや地域資源を活用したコミュニティビジネスの振興などを通じて地域の

暮らしを支え、伝統文化を維持し、農地の管理や森林の保全を通して自然環境を守

る事業。

（２）働くよろこびを享受できる地域社会の創造に向けて、「疾病治療・介護・子育て等

と仕事の両立」「働くことに困難を抱える若者や女性・高齢者の自立就労支援」な

ど、多様な働く場・機会の創出に焦点を当てた事業。

（３）公的な補助や支援の対象とならない、なりにくい、自主的かつ先駆的な活動や事

業。

（４）組織強化のための調査分析、解決策の立案・実施などの事業。（助成種類Cのみ該

当）

（例：特産品づくりのための視察・研修会／伝統文化の保存活動のための拠点整備／農

　福連携のための機材整備や改修／移住定住の促進のための拠点改修／虐待防止のため

のキャンペーンイベント／障害就労事業にかかるブランディング／外国人向け医療サ

ポート／障害児のための居場所開設）

４．助成総額

　総額　１，５００万円

５．助成の種類及び条件

（１）助成種類については、別表の通り、３つとします。

（２）同一事業の連続助成について最長で２年間助成です。途中隔年があっても、計２

回の申請は可能とします。２回目の助成に際しては、改めて申請が必要となり、

前年の実績評価を踏まえた審査が実施されます。

（３）連続申請は、助成種類が異なる場合のみ可能とします。ただし、その都度申請が

　　　必要となります。（例　A（１年）→B（２年）→C（１年））

（４）助成率は８０％とし、２０％は事業収入や会費、寄付金、他補助金などの自己資

　　　金が必要です。

　６．資金使途

（１）市民団体・地域住民活動団体（以下「市民団体等」という）が自らの活動目的とし

て掲げている活動の推進・拡大等に必要な資金

（２）市民団体等の活動を支援する活動の資金

（３）市民団体等の組織運営基盤を強化するために必要な資金（助成種類Cのみ該当）

　７．対象経費と対象期間等

　（１）助成対象経費は以下のとおりとします。

　　　　物品・資材購入費、業務委託費、機材・施設等賃借料、改修費等のそれぞれの費用

が１０万円以上となる場合は、見積書を添付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| ①物品・資材購入費 | 物品・資材等の購入費 |
| ②業務委託費 | 申請者では不可能な技術・知識を要する作業等の委託費等 |
| ③講師謝金・研修費 | 外部に依頼した講師・相談員などに支払う謝金、研修会への参加費、専門家によるアドバイザー派遣謝金 |
| ④印刷製本費 | 印刷代、会議資料費、報告書作成費 |
| ⑤旅費交通費 | 交通費・宿泊費、ガソリン代、高速代、駐車場代等 |
| ⑥通信費 | 郵送料、電話通信料等 |
| ⑦事務・消耗品費 | 事務用品、消耗品 |
| ⑧機材・施設等賃借料 | 活動に短期的に必要な機材の借上げ料、会議施設利用料 |
| ⑨改修費 | 活動拠点の改修など |
| ⑩雑費 | 保険料、振込手数料 |

　（２）助成対象外経費

　　　以下の経費は対象外とします。

1. 団体等の管理運営費など、助成対象事業の実施に直接必要とされない経費。（例：総会や理事会の開催に係る費用、会報誌の発送費用、団体等が通常使用する事務所等の賃借料、水道光熱費等）
2. 団体の役職員の報酬や給与等の人件費。
3. 公共団体所有財産敷地内での改修や看板などの備品設置費用、および指定管理事業内での備品設置費用など。
4. 応募団体の役職員が経営または従事している他団体への業務委託費用、または当該団体からの物品・資材の購入費用等。

（３）対象期間

助成対象期間は、２０２４年４月１日～２０２５年３月３１日とし、領収書日付がこ

の期間内のものを対象とします。

８．選考基準

　別表の通り、助成種類によって選考基準を定めます。

９．選定方法

（１）選考委員会の設置

　　助成先の選定は、有意義な助成先の選定と選考の公平を期すため、有識者により構成される「NPO等地域活動団体助成選考委員会」によって選考を行い、当財団の理事会において決定します。

（２）選考委員会での選考方法

　　選考委員会は、書類選考を行い、その後原則として公開による面接選考を行います。

　　なお、選考委員が申請事業の責任者を務める場合は、本助成申請を受理することができません。また、申請事業の役員・職員を務める場合は当該団体の審査・審議に加わることができません。

１０．助成金の交付時期及び方法等

（１）交付時期

　　原則として、２０２４年７月１日以降の概算払いとします。

（２）交付方法

　　新潟県労働金庫の本支店に開設されている普通預金口座に振り込みます。

１１．応募方法等

　（１）申込書の入手方法

　　　当財団のホームページからのダウンロードにより入手してください。インターネット環境がなくダウンロードができない場合に限り、財団事務局または最寄の新潟県労働金庫本支店にご請求ください。

　（２）応募方法

所定の申込書に必要書類（各申込書チェック表に記載）を添付のうえ、期日までに財

団事務局に直接持参または郵送で応募下さい。新潟県労働金庫本支店では受付してお

りません。FAX、メール、ファイヤーストレージ、ギガファイル便、Googleドライ

ブなどのデータ転送サービスを使用した受付もしておりません。

１２．選考結果の通知と今後のスケジュール

　　　選考結果通知は文書のみとし、電話、メール、FAXでの回答はいたしません。また、選考途中の書類選考や面接選考の進捗状況については、お答えできません。面接選考が必要な団体にのみ、文書にて案内を行います。

　　　助成金の交付式および助成金交付事務説明会、中間報告会、成果報告会は、採択された全ての団体に参加を求めます。代表者が参加できない場合でも、団体内で調整し、他役職員が参加して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 期日 | 注意事項 |
| ２０２４年２月２６日（月）～  ２０２４年３月２５日（月）１７時（財団事務局必着） | 郵送の場合は、翌日配達および休日配達されませんので、３月２１日（木）までに投函してください。 |
| ２０２４年５月１２日（日） | 書類選考 |
| ２０２４年５月２３日（木） | 面接選考／会場：新潟市内 |
| ２０２４年６月１０日（月）まで | 全ての団体へ選考結果を文書通知 |
| ２０２４年６月下旬頃　平日 | 助成金交付式および助成金交付事務説明会  会場：新潟県労働金庫 |
| ２０２４年７月１日以降 | 概算払いによる助成金振込 |
| ２０２４年１０月末 | 中間報告書の提出。それを受けて、選考委員及び事務局による現地視察。（オンライン含む） |
| ２０２４年１１月中旬 | 中間報告会／会場：未定 |
| ２０２５年５月中旬 | 成果報告会／会場：未定 |

１３．助成金の返還

次の場合、助成金の全額または一部の返還を請求します。また、活動が悪質なものと認められる場合にはその事実を公表します。

（１）偽りその他不正な手段により助成金を受給したことが判明した場合

（２）助成金を対象活動または対象経費以外に使用した場合

（３）助成事業が縮小、中止、もしくは継続不能などにより、申請した事業が助成期間内に

完了できない場合

（４）助成事業の終了時において、事業費が給付金額を下回った場合

（５）中間報告および成果報告書を提出しなかった場合

（６）その他、本助成事業において著しく不適格と判断された場合

問合せ先（公財）新潟ろうきん福祉財団　地域共生推進室

〒９５０－０９６５　新潟市中央区新光町６番地２　勤労福祉会館４Ｆ

営業日：月曜から金曜、９時から１７時まで、土・日・祝日は休み

ＴＥＬ：０２５（２８８）５２７３　ＦＡＸ：０２５（２８８）５２７４

ホームページ：https://www.zaidan-hukushi.or.jp

メール：info. zaidan@niigata-rokin.or.jp

ご記載いただきました個人情報に関しましては当財団にて厳重に管理し、本事業以外には

使用いたしません。

別表　助成の種類と条件

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | Ａ　スタート部門 | Ｂ　ステップアップ部門 | | Ｃ　組織基盤強化部門※ |
| 内容 | 新たな活動を始めることを支援 | ・新たな活動を始めることを支援  ・これまで取り組んできた事業の継続発展を支援 | | 事業の発展に対応できる組織強化を支援 |
| 金額 | 1団体上限30万円 | １団体上限100万円 | | １団体上限100万円 |
| 要件 | 設立年数や財政規模など要件は問わない | 次の２つの基準をすべて満たすこと   1. 設立から２年を経過していること   ② 平日、連絡のとれる担当者が1名以上いること  ※財政規模が200万円以上の団体を想定していますが、要件ではありません。 | | |
| 面接 | 原則、面接は不要だが、選考委員会が必要と判断する場合あり | 原則、面接は必要だが、選考委員会が必要ないと判断する場合あり | | |
| 選考基準 | 以下、５項目とし、それぞれ３点満点とします。  （１）必要性・緊急性　当該地域において社会的に必要な事業であり、緊急度も高い  （２）先駆性・独自性　当該事業が地域内（外）において先駆的・独自的な特徴のある取り組みであり、刷新的である  （３）継続性　助成金終了後の事業についても、実現の可能性があり、将来の展望が具体的に描けていて、期待が持てる  （４）明確性・実現性　事業・活動の内容や費用、設定目標や成果が明確である  （５）就労機会創出可能性　地域内（外）の就労機会を増やすことが可能である | | 以下、４項目とし、（１）のみ６点満点、他は３点満点とします。  （１）必要性・緊急性　組織基盤を強化するタイミングが適切であり、必要である  （２）継続性　終了後、組織が継続され、活動が自立的に運営される  （３）明確性・実現性　事業・活動の内容や費用、設定目標や成果が明確である  （４）就労機会創出可能性　組織基盤を強化することで、役職員、会員、ボランティアなど関わる人たちの就労機会創出が強化される | |

※「組織基盤強化」とは、新しい価値を生み出す取り組みや社会的課題を解決する取り組みといった活動を続けて行えるよう、安定した運営（組織基盤）をつくり磨いていくこと。具体的には、「ミッションの見直し」「中期ビジョン・中期計画の策定」「事業の評価と改善」「スタッフの人材育成」「自主事業力の強化」「資金調達力の強化」「広報力の強化」「事業の評価と改善」「PDCAサイクルの定着」など。